

野村のiDeCo 指定運用方法

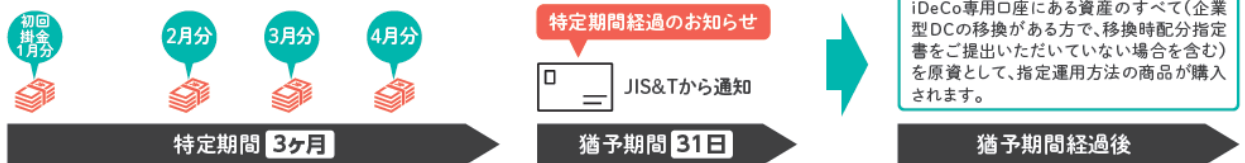
指定運用方法とは

指定運用方法とは、掛金の配分指定（運用指図）がなされていない場合に、一定期間経過すると、ご自身が商品選択したものとして、自動的に購入される運用商品のことを言います。指定運用方法から他の運用商品への変更はいつでも可能です。なお、配分指定が行われていない場合、掛金等の資産は「現金相当の資産（未指図資産）」として管理されます。

野村のiDeCoの場合

掛金の拠出がされてから、3ヶ月（特定期間）が経過すると、配分指定していない加入者の方々へJIS&Tから「特定期間経過のお知らせ」が送付され、さらに配分指定しないまま31日間（猶予期間）が経過した場合、自動的に生年月日に応じて*、指定運用方法である「マイターゲット」の各コースが購入されます。

※運用指図がないまま一定期間が経過した後の取扱（イメージ）



※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

*野村のiDeCoの指定運用方法

指定運用方法	生年月日
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	～ 1972/12/31 生まれ
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1973/1/1 ～ 1977/12/31 生まれ
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1978/1/1 ～ 1982/12/31 生まれ
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	1983/1/1 ～ 1987/12/31 生まれ
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	1988/1/1 ～ 1992/12/31 生まれ
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	1993/1/1 ～ 1997/12/31 生まれ
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1998/1/1 ～ 生まれ

各商品について詳細は、2018年9月3日以降、野村の確定拠出年金ねっと 商品ラインアップページ等でご確認ください。

【指定運用方法選定理由】

決められた目標年（ターゲットイヤー）に向けて、自動的に保守的な資産配分に変更していく商品シリーズです。年齢を経るにつれ、リスク許容度が小さくなることを想定して設計されており、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが可能な商品です。信託報酬の水準、運用会社の運用体制や経営状態などを含めて総合的に比較・検討した結果、老後のための資産形成を目的とした長期的な資産運用が可能であることから、当該プランの指定運用方法として選定します。